

— 平成 30 年度 —
「足場の組立て等作業主任者」技能講習のご案内

一般社団法人 新潟県建築組合連合会
新潟労働局長登録第91号
登録の有効期間の満了日
平成 31 年 3 月 30 日

労働安全衛生法の定めるところにより次の作業を行う場合は、労働局長登録教習機関が行う標記の技能講習を修了した者のうちから作業現場ごとに作業主任者を選任し、その者の直接指揮監督のもとで作業を行わせなければならないことになっております。

対 象 作 業

- 1 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く) 2 張出し足場
3 高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業

1. 開催日、会場、申込み先、受付期限

1.開催日	平成 31 年 1 月 29 日(火)・30 日(水)(2日間講習)
2.会場	ハイク長岡 会議室D、E (長岡市千秋3丁目 315-11) ☎0258-27-8812
3.受講申込先	〒951-8133 新潟市中央区川岸町3-17-2 一般社団法人 新潟県建築組合連合会 ☎025(231)2251
4.受講料等	受講料 8,400 円(税込) テキスト代 1,650 円(税込) 合 計 10,050 円
5.定員	40 名 ※ 定員になり次第、締切ります。
6.申込期限	平成 31 年 1 月 15日(火)

2. 申込方法

(1)受講申込書(支部、本部に用意してあります)に必要事項を記入のうえ、裏面に氏名を記載した写真(3.5cm×2.5cm)1枚と受講料を納入した写しを添えて期限までにお申し込み下さい。受講資格をご確認いただき、受講申込書・添付書類に記入漏れ押印漏れ等不備のないようご確認の上お申し込み下さい。

(2)「事業主証明欄」の記載において、事業主ご本人・一人親方の方は別紙「実務経験申立書」を添付して下さい。

※ 3年分(36ヶ月分)の「工事名」「実務経験の内容」をご記入下さい。(合計年数が3年(36ヶ月)以上になっているか必ずご確認下さい。)

(3)受講料振込先 第四銀行・白山支店 普通 No.1583818
新潟県建築組合 講習会口

(4)当日は以下のものをお持ち下さい。

①受講票（締切り後、受講料納入者に送付） ②筆記用具 ③昼食等

3. 受講資格

- (1)満21才以上の者であって、足場の組立て、解体または変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2)満20才以上の者であって学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校または中等教育学校において土木、建築または造船に関する学科を専攻し卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体または変更に関する作業に従事した経験を有する者
- (3)その他、厚生労働大臣が定める者（職業能力開発促進法または改正前の職業訓練法に基づく養成訓練のうち、とび科の訓練を修了した者で、その後2年以上足場の組立て、解体または変更に関する作業に従事した経験を有する者）

※(2)については、裏づけとなる卒業証書の写しを添付して下さい。

4. 講習科目、時間

日程	時間	科目
第1日	9:00～17:10	1.作業の方法に関する知識
第2日	9:00～12:10	2.工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(関連知識)
	12:50～14:20	3.作業者に対する教育等に関する知識(教育、指導)
	14:30～16:00	4.関係法令
	16:10～17:10	修了試験

備考

1. この講習は、法律に基づく資格取得講習ですので遅刻、早退等で所定時間受講しない場合は失格となりますのでご注意ください。
2. 講習当日、欠席された場合、受講料はお返しいたしませんのでご承知下さい。
3. 受講中、携帯電話の使用はご遠慮下さい。

この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないように正確に記入してください。

なお、記入していただいた氏名、生年月日等は技能講習及び修了証管理の目的以外では一切使用いたしません。

《建設事業主の皆様へ 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について》

講習会受講後、当連合会より受講証明(建技様式第3号別紙1)を受け、受給申請手続きを2ヶ月以内(ただし、技能実習を行った期間の賃金の支払日から支給申請期限まで2週間未満の場合は、技能実習を行った期間の支払日から2週間以内)に助成金センターに申請してください。

詳細や申請提出書類チェックリスト、様式等については新潟労働局ホームページからダウンロードできますので活用ください。 新潟労働局 (<http://niigata-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>)